

第二十二号様式（第七十三条関係）

<p>9センチメートル</p>	<p>9センチメートル</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <p>第 年 月 日</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 0; right: 0; text-align: center;"> <p>← 2.5センチメートル →</p> </div> <div style="position: absolute; right: -10px; top: 0; bottom: 0; text-align: center;"> <p>↑ 3センチメートル ↓</p> </div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);"> <p>(写真)</p> </div> </div> <p>( 年 月 撮影)</p> <p>所属及び職名 氏 名 ( 年 月 日生)</p> <p>旅行業法第七十条第五項の検査員の証</p> <p>年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right;">観光庁長官 都道府県知事</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; vertical-align: middle;">印</div> </div>
-----------------	---

(表)

<p style="text-align: center;">旅 行 業 法 抜 粋</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第六十七条 この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第七十条</p> <p>3 観光庁長官は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行者等若しくは旅行サービス手配業者の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第一項若しくは第二十八条第五項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>二十二 第七十条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p style="text-align: center;">旅 行 業 法 施 行 令 抜 粋</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章第一節（第十二条の三を除く。）、第五十四条第四項及び第六十一条第二項において準用する第十八条第二項、第六十二条第一項、第六十四条、第六十五条第一項及び第二項並びに第七十条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>2 旅行サービス手配業に関する法第二章第二節、第六十四条、第六十五条第一項及び第二項並びに第七十条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、法第七十条第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。</p> <p>4 旅行者等が組織する団体（法第四十一条第二項に規定する旅行業協会を除く。）に関する法第七十条第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p> <p>5 前各項（第二項ただし書を除く。）の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>
---	---

(裏)